

科学研究費補助金 研究種目一覧

研究種目等	研究種目の目的・内容
科学研究費	
特別推進研究 ※	国際的に高い評価を得ている研究であって、格段に優れた研究成果をもたらす可能性のある研究 (期間3～5年、1課題5億円程度を目安とするが、制限は設けない)
特定領域研究	我が国の学術研究分野の水準向上・強化につながる研究領域、地球規模での取り組みが必要な研究領域、社会的要請の特に強い研究領域を特定して機動的かつ効果的に研究の推進を図る (期間3～6年、単年度当たりの目安1領域 2千万円～6億円程度)
新学術領域研究	(研究領域提案型) 研究者又は研究者グループにより提案された、我が国の学術水準の向上・強化につながる新たな研究領域について、共同研究や研究人材の育成等の取り組みを通じて発展させる (期間5年、単年度当たりの目安1領域 1千万円～3億円程度) (研究課題提案型) 確実な研究成果が見込めるとは限らないものの、当該研究課題が進展することにより、学術研究のブレークスルーをもたらす可能性のある、革新的・挑戦的な研究 (期間3年、単年度当たり1千万円程度)
基盤研究 ※	(S) 1人又は比較的少人数の研究者が行う独創的・先駆的な研究 (期間原則5年、1課題 5,000万円以上2億円程度まで) (A) (B) (C) 1人又は複数の研究者が共同して行う独創的・先駆的な研究 (期間3～5年) (A) 2,000万円以上 5,000万円以下 (B) 500万円以上 2,000万円以下 (C) 500万円以下 (応募総額によりA・B・Cに区分)
挑戦的萌芽研究 ※	独創的な発想に基づく、挑戦的で高い目標設定を掲げた芽生え期の研究 (期間1～3年、1課題 500万円以下) ☆
若手研究 ※	(S) 42歳以下の研究者が1人で行う研究(期間5年、概ね3,000万円以上1億円程度まで) (A) (B) 39歳以下の研究者が1人で行う研究 (期間2～4年、応募総額によりA・Bに区分) (A) 500万円以上 3,000万円以下 (B) 500万円以下
研究活動スタート支援 ※	研究機関に採用されたばかりの研究者等や育児休業等から復帰する研究者等が1人で行う研究 (期間2年以内、単年度当たり150万円以下)
奨励研究 ※	教育・研究機関の職員、企業の職員又はこれら以外の者で科学研究を行っている者が1人で行う研究 (期間1年、1課題 100万円以下)
特別研究促進費	緊急かつ重要な研究課題の助成、研究助成に関する実験的試行
研究成果公開促進費	
研究成果公开发表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成
学術定期刊行物 ※	学会又は複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するために定期的に刊行する学術誌の助成
学術図書 ※	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成
データベース ※	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成
特定奨励費	学術研究諸団体が行う学術的・社会的要請の強い特色ある研究事業の助成
特別研究員奨励費 ※	日本学術振興会の特別研究員(外国人特別研究員を含む。)が行う研究の助成(期間3年以内)
学術創成研究費 ※	科学研究費補助金等による研究のうち特に優れた研究分野に着目し、当該分野の研究を推進する上で特に重要な研究課題を選定し、創造性豊かな学術研究の一層の推進を図る (推薦制 期間5年)

注1) ※印の研究種目の審査は、日本学術振興会が行っています。

注2) このほか、「研究成果公開促進費」の中に研究成果公开发表(B・C)の応募区分があります。

注3) 平成20年度公募から、「特定領域研究」の「新規の研究領域」の新規募集及び「学術創成研究費」の新規募集は行っていません。

注4) 平成22年度公募から、「若手研究(S)」及び「新学術領域研究(研究課題提案型)」の新規募集は行っていません。

注5) ☆印の研究種目は、平成23年度から基金により実施します。

I 科学研究費補助金（研究成果公開促進費）の概要（抜粋）

1 研究成果公開促進費の目的・性格

科学研究費補助金（科研費）のうち研究成果公開促進費は、研究成果の公開発表、重要な学術研究の成果の刊行及びデータベースの作成について助成することによって、我が国の学術の振興と普及に資するとともに、学術の国際交流に寄与することを目的とするものであり、優れた研究成果の公的流通の促進を図るものです。

2 種目

研究成果公開促進費には、次の種目があります。

種目	目的・内容	応募、審査及び交付の業務主体
研究成果公開促進費		
研究成果公開発表	学会等による学術的価値が高い研究成果の社会への公開や国際発信の助成	文部科学省
学術定期刊行物	学会又は複数の学会の協力体制による団体等が、学術の国際交流に資するため定期的に刊行する学術誌の助成	日本学術振興会
学術図書	個人又は研究者グループ等が、学術研究の成果を公開するために刊行する学術図書の助成	日本学術振興会
データベース	個人又は研究者グループ等が作成するデータベースで、公開利用を目的とするものの助成	日本学術振興会

① 学術定期刊行物

(1) 対象

我が国の代表的な学会又は複数の学会等の協力体制による団体等（以下「学術団体等」という。）が、学術の国際交流に資するため、レフェリー制^(注1)等により質の保証された原著論文の発信を目的として**定期的に刊行する学術誌**^(注2)

なお、以下に該当するものは公募の対象となりません。

- ① 出版社の企画によって刊行するもの
- ② 各年度の補助要求額が100万円未満のもの
- ③ 全国の当該分野の研究者総数に比して、購読者数が極めて少数であるもの
- ④ 購読者が一地方若しくは特定の研究機関の関係者が中心となっているもの
- ⑤ 刊行経費に充当できる財源が原則として50%未満であるもの
- ⑥ 過去3年間、外国人又は海外の研究機関に所属の研究者からの投稿論文の掲載がなく、かつ海外での有償頒布が行われていないもの

^(注1)「レフェリー制」については、学術団体等が学術誌を刊行する上で、投稿された論文について査読等を行うことを規程等で定め、実施しているものをいいます。

^(注2)「電子媒体」、「紙媒体」又はその「両方」のいずれの場合でも応募することができます。

(2) 応募区分

学術定期刊行物では、次の3つの区分により公募します。

① 欧文誌：

年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%以上であるもの。

② 特定欧文総合誌：

複数の学会等が協力体制をとって刊行（学会等の統廃合などにより同等の協力体制がとられているものを含む。）する国際競争力の高い欧文誌で、次に掲げる条件をすべて満たすもの。

a) 参加する団体及び出版社が明確であるもの

b) 作成及び販売における協力体制が確立しているもの

c) 査読や編集の委員に専門の外国人を採用するなど、欧文誌の高度化を図っているもの

d) 年4回以上発行しているもの

e) 年間総ページ中の欧文ページが占める割合が100%であるもの

f) 1回の発行部数の30%以上を海外に有償で頒布しているもの

審査は、「欧文誌」としても採択が可能なものについて、「特定欧文総合誌」としての条件を満たし、応募しているものを対象に行います。

また、新たに創刊し間もないもの（3年まで^(注)）については、その後の計画も含めて総合的に審査をします。なお、「特定欧文総合誌」として採択されたものについては、重点的な助成に配慮するものとします。

^(注) 平成19年9月1日以降に創刊されたものが対象となります。

③ 欧文抄録を有する和文誌：

欧文抄録を有し、年間総ページ中の欧文ページが占める割合が50%未満であるもの。原則として人文・社会科学を対象とする分野のものに限る。

(3) 応募対象経費

対象となる経費は、学術誌の刊行に必要となる経費のうち次に該当する経費のみとなります。

① 直接出版費のうち以下のa)～f)の経費（電子媒体はaの経費が該当）

a) 組版代 b) 製版代 c) 刷版代 d) 印刷代

e) 用紙代 f) 製本代

② 欧文校閲費（ただし、当該事業の主体となる応募者本人及び応募団体に参加している者への支出は対象となりません。）

③ 閲読審査等を海外のレフェリーへ依頼する際の往復の郵送料

(4) 事業期間 1～4年間

(5) その他の留意点

① 出版社等の選定に際しては、事前に競争入札を行うか^(注)又は複数の出版社等から見積書を徴した上で選定してください。

(注) 平成23年度の事業を遂行する上で、下記に示した契約の締結を要するものについては、競争入札により契約の相手方を選定する必要がありますので、採択後の当該事業を開始しようとする時までに、競争入札に係る事務手続きを行わなければなりません。

【競争入札を要する契約】

- ・「直接出版費」に係る契約が、1件につき250万円を超える場合。
- ・「欧文校閲費」に係る契約が、1件につき100万円を超える場合。